川崎市外国人高齢者福祉手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戦前に渡日した外国人に対し、川崎市外国人高齢者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、外国人高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 手当の支給を受けることができる者は、外国人で次の項目の全てを満たす者とする。
 - (1) 誕生日が1929年8月15日以前の者
 - (2) 申請時に本市の住民基本台帳に記録されてから1年以上が経過している者
 - (3) 生活保護法による保護を受けていない者

(支給額等)

- 第3条 手当の支給額は、月額22,000円とする。
- 2 第1項による手当の支給は、第4条に規定する申請を受けた日の属する月から、第5 条の規定による受給資格を喪失した日の属する月までの期間とする。
- 3 手当は、毎年四期分(第1四半期4月~6月分、第2四半期7月~9月分、第3四半期10月~12月分、第4四半期1月~3月)を対象者の受給資格確認後に支給するものとする。

(申請及び決定)

- 第4条 手当の支給を受けようとする者は、川崎市外国人高齢者福祉手当支給申請書(第 1号様式)に在留カード又は特別永住者証明書の写しを添付して市長に提出しなければ ならない。
- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、支給の可否を決定する。
- 3 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該申請者に川崎市外国人高齢者福祉手当支給決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 4 支給しないと決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。 (受給資格の消滅等)
- 第5条 手当の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号の一に該当する 場合は、受給資格を失う。
 - (1) 川崎市から転出することによって、住民基本台帳の記録から除かれたとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) その他市長が手当の支給を適当と認めないとき
- 2 市長は、受給者が前項の規定に該当したときは、当該受給者又はその家族に川崎市外国人高齢者福祉手当支給廃止通知書(第3号様式)により通知する。

(届出義務)

第6条 受給者は、次の各号の一に該当したときは、川崎市外国人高齢者福祉手当変更届 (第4号様式)により、すみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 川崎市から転出することによって、住民基本台帳の記録から除かれたとき
- (2) 市内転居により住所を変更したとき
- (3) その他申請書の記載内容に変更を生じたとき

(現況届)

- 第7条 市長は、必要に応じて、川崎市外国人高齢者福祉手当現況届(第5号様式)の提出 を命じることができる。
- 2 受給者は、前項に規定する現況届の提出を命じられた場合は、必ず提出しなければならない。
- 3 市長は現況届による受給資格の確認ができるまで、手当の支給を停止することができ ス

(受給者が死亡した場合)

- 第8条 受給者が死亡した場合において、その死亡した受給者に対する手当が未支給であるときは、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹がその支給を請求することができる。
- 2 未支給の手当の支給を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序とする。
- 3 未支給の手当を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人がした 請求は、全員のためその金額についてしたものとみなし、その1人に対してした支給は、 全員に対してしたものとみなす。
- 4 未支給の手当の支給を受けようとする者は、未支給の川崎市外国人高齢者福祉手当請求書(第6号様式)により市長に申請しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、支給の可否を決定する。
- 6 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該申請者に川崎市外国人高齢者福祉手当未支給決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。
- 7 支給をしないと決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。 (受給資格の復活)
- 第9条 第5条に規定する転出により受給資格を喪失した者が、再転入により住民基本台帳に記録された場合は、住民基本台帳に記録された日の属する月から、手当の受給資格を復活させるものとする。
- 2 前項に規定する、転出による資格喪失月と転入による資格取得月が、同月である場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、その月については、1か月分を支給するものとする。

(手当の返環)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者があるときは、その者にすでに支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(帰化者)

第11条 1945年8月15日以降帰化により日本国籍を取得したもので、第2条第1号及び第3号を満たし、かつ申請時に川崎市に住民登録を1年以上している者は、この手当の支給を受けることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成6年10月1日より施行する。

附則

この改正要綱は平成7年10月1日より施行する。

附則

この改正要綱は平成8年10月1日より施行する。

附則

- この改正要綱は平成9年4月1日より施行する。
- 1 この改正要綱は平成10年3月20日より施行する。
- 2 改正後の第12条の規定は、平成9年10月1日に遡及して適用する。

附則

この改正要綱は平成11年10月1日より施行する。

附則

この改正要綱は平成13年10月1日より施行する。

附則

この改正要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものに対する第2条第1項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に記録されている期間に通算する。

附則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正等した上、引き続きこれを使用することができる。

かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあてしきゅうしんせいしょ川崎市外国人高齢者福祉手当支給申請書

年 月 日

(あてき) が 崎 市 長

(申請者住所)川崎市

(申請者氏名)

でんわ

川崎市外国人高齢者福祉手当を次により申請します。

	住所	かからきし く 川崎市 区					
	フリカ゛ナ			フリカ゛ナ			
本点	氏名			通称名			
人だん	こくせき 国籍			生年月日	### 年	がつ 月	にち 日
	在省	っ アンファン・特別永住	うしゃしょうめいしょ 三者証明書の	があるう の番号			
		ゕゎさきし 川崎市に居伯	うした目		年	がつ月	にち 日
渡日状況	たださりした 渡日した ねんがっぴ 年月日	年)	is ict 日	渡日後の にはいれた			
	金融機関名			本店・支店			
振った。	こうざばんごう口座番号			種別	**・当座・()
振込口を		フリカ゛ナ					
	口座名義人	氏名					

様

 号

 年
 月

 日

川崎市外国人高齢者福祉手当支給決定通知書

川崎市長

さきに申請のありました外国人高齢者福祉手当につきましては、次のとおり 決定しましたので通知します。

Ž.	受	給	者			
Ę	受給:	者 番	号	支	給金額	
3	支給開	始年	1	年 月から		
振	銀	行	名			
	支	店	名			
込	口座	名義人	、カナ			
先	П	座番	号 号			

(注意)

- 1 川崎市外国人高齢者福祉手当受給中は、この通知書を保管してください。
- 2 手当の支給は年4回(6月・9月・12月・3月)で、振込時には改めて通知いたします。

(不服申立ての教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の異議申立てをした場合には、 当該異議申立てについての決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告と して(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

様

 号

 年
 月

 日

川崎市外国人高齢者福祉手当支給廃止通知書

川崎市長

福	祉手当は、次の	様(受給者番号 の理由により 年 月から)に支給していた川崎 支給を廃止します。	市外国人高齢者
	□ 受給者	が市外に転出したため	(転出年月日:)
	転出先			
	□ 受給者	が死亡したため	(死亡年月日:)
	□ 受給者	が生活保護を開始したため	(開始年月日:)
	□ その他	、次の理由によるため		
	廃止理由			

(不服申立ての教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(後裔者在前川崎市 区 (受給者氏名) (受給者氏名) (受給者氏名) (受給者氏名) (受給者氏名) (受給者氏名) (受給者氏名) (受給者無事) 現在、わたしが受給している川崎市外国大高齢者福祉手当について、次のとおり変更がましたので変更・廃止を届け出ます。 □ 推所が変わりました。							してあてへんさ 祉手当変		anh 年	がつ月	に 打
(愛給者氏名) (愛給者医身) 現在、わたしが受給している川崎市外国人高齢者福祉手当について、後のとおり変更がましたので変更・廃止を届け出ます。 □ 程前が変わりました。 □ 搬送口座が変わりました。 □ 搬送口座が変わりました。 □ を融機関名 本語・支店 日産番身 日産番身 日産番身 日産番身 日産番身 日産番身 日産番島 日	あて外	e かわ さき 古 亡)川 崎 市	_{ちょう} 長						,	7.	, .
(受給者氏名) (受給者医毒) 現在、わたしが受給している川崎市外国人高齢者福祉手当について、茨のとおり変更がましたので変更・廃止を届け出ます。 「住所が変わりました。」 「協議工産が変わりました。 金融機関名											
(受給者審号) 現在、わたしが受給している削崎市外国人高齢者福祉手当について、派のとおり変更がましたので変更・廃止を届け出ます。 □ 程前が変わりました。 新程・前							^{わさきし} 崎市	<u><</u> <u>X</u>			
現在、わたしが受給している川崎市外国人高齢者福祉手当について、後のとおり変更なましたので変更・廃止を届け出ます。 □ 程前が変わりました。 「											
ましたので変更・廃止を届け出ます。 □ 程前が変わりました。 新	げんざい エロ ナナ	いたようが近め	1 でいっつ				くしてあて	コンテー ツボ	ぎっしょ	, ※章,	しょ ユミ A
□ 「在**所が変わりました。 新在* 所					当 人员	」断石作	晶仙手当につ	いて、か	(のとお	り変更に	か 生
新花音所 川崎市 交 一				7 0							
 電話 () 撮影で変わりました。 金融機関名 電通・当座 () 口座番号 フリガナー 大名 一 市外に転出しました。 転出を着 電話 () 転出を着 電話 () 転出を着って 電話 () 転出を着って 				<u><</u>							
金融機関名		新住所	でんち電話	()						
「本語 ・ 当座 () 「「京		L	りました。								
フリガナ	ļ	金融機関名					本店・支店				
 こうをめる義人 Loon 氏名 一 市外に転出しました。 転出先 電話 () 転出年月日 なたりつながっず 転出年月日 		種別	普通	· 当座 ()	こうざばんごう口座番号				
「市外に転出しました。		こうざめいぎにん	フリガナ					<u> </u>			
 転出先 電話 () なんしゅつねんがっぴ 転出年月日 なんしゅつねんがっぴ 転出年月日 		口座名義人	氏名								
でんち 電話 () でんしゅっねんがっぴ 転出年月日 年 月 日		市外に転出しま	こした。	1							
でんま 電話 () てんしゅつねんがっぴ 転出年月日 年 月 日		てんしゅつさき									
		転出先	でんわ電話	()						
□ その他 (生活保護受給・死亡等)		ま出年月日		车	がつ月	にち 目					
		その他(生活保	· :護受給·	たぼうなど 死亡等)							

様

かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあてげんきょうとどけ川崎市外国人高齢者福祉手当現況届

を を がっ にち 日

(あて先) 川崎市長

とどけでにん じゅうしょ (届出人) <u>住 所</u>	
L m n 氏 名	じゅきゅうしゃ ぞくがら 受給者との続柄
でんわ 電 話	
で、 で、からしゃばんごう 受給者番号	

- □ 受豁者の状況に変化はありません。
- □ 曼谿者の栄えが淡のとおり変わりましたので届けます。

	Š	•				
□住所変更	でんか	()		
	転居年月日		年	がっ 月	にち 日	
	金融機関名			支店名		
□□□座変更	預金種別	普通 (· 当座)	こうざばんごう口座番号		
	こうざめいぎにん口座名義人力ナ					
□ 受給者本	人が生活保護受給	中です。		^{ねん} 年	がつ 月	にち 日から
□ 受給者本	人が死亡しました。			^{ねん} 年	がつ月	にち 日

みしきゅう かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあてせいきゅうしょ 未支給の川崎市外国人高齢者福祉手当請求書

なん 年 月 日

(あてき) がからき 市 長

(請求者住所)

(請求者氏名)

川崎市外国人高齢者福祉手当支給要綱第8条第4項の規定に基づき、未支給分 手当を次により講求いたします。

	氏名						じゅきゅうしゃば/ 受給者番	号		
受。	16.5.2.1	₹								
給賣	住所						でん 電 記	1	()
者や	でで 死亡年月日					年	がっ 月		にち 日	
	みしきゅう てあて 未支給手当		えん 円	(年	がつ月	から	年	がつぶん)	

			氏名								
		± <u>£</u>	上年月日	年	がっ 月	にち	受給者との	か続柄			
請	ť		生所	₸			で 信	んわ 記 話	()	
求			金融機関名				^{ほんてん} ・ 支店				
者		 振ฐ	種別	*************************************	⁵)	こうざばんごう口座番号				
		込み		フリガナ							
		口で	こうぎめいぎにん口座名義人	氏名							

様

号

年 月 日

川崎市外国人高齢者福祉手当未支給決定通知書

川崎市長

先に請求のありました川崎市外国人高齢者福祉手当未支給分について、次のとおり決定しましたので、通知します。

□ 年 月 日死亡した

様に支給すべき川崎市外国人

高齢者福祉手当を次のとおり支給します。

支給期間		支給金額	
	金融機関名	支店名	
振込口座	預金種別	口座番号	
	口座名義人カナ		

□ 次の埋田により支給し	ノよセケ	ν_{c}
--------------	------	-----------

不支給理由

(不服申立ての教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の異議申立てをした場合には、 当該異議申立てについての決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告と して(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。